

Model United Nation
Otsuma-Toshimagaoka Conference

Background Guide



Measures to eliminate
international terrorism

[議場] 第 73 会期国連総会第 6 委員会

[日付]2019/06/16

[場所]大妻女子大学

[言語]一般議場;公式/非公式/議事(英/日/英)

中級議場;公式/非公式/議事(英/日/英)

フロントから

みなさんこんにちは。この度は大妻豊島岡会議にご参加いただきありがとうございます。

今回の議題は"国際テロリズム廃絶措置"です。残念なことに近年、テロ活動は活発で収束に向かう様子は見られません。2019年に入ってからすでに30件近くのテロが発生しました。最近では250人以上の方が亡くなり500人以上の方が負傷するという痛ましいテロも起きました。現在、一刻も早いテロの廃絶が求められています。また、テロの廃絶は一国でできるものではなく、世界全体で目指さなければなりません。みなさんには一国の大使になりきり、その国はもちろんのこと国際の平和と安全を促進、維持できるように、全員が会議に参加し、話し合い、テロ廃絶に向けて行動していただきたいです。

今回の会議で使用する議題解説書は、2017年に行われた浅野・豊島岡会議のものを基に編集したものです。この議題説明書を使用させていただきありがとうございます。心より感謝申し上げます。今会議で国際テロリズム廃絶のために用意された論点は二つあります。テロが起こった場合の対処法と、テロを未然に防ぐ方法です。先ほども述べました通り、テロの廃絶には全世界での協力が必要です。各大使にはリサーチをしっかりといただき、全大使が協力して行動することでコンセンサスを目指していただきたいです。

最後に、私は未だに会議行動の目標を達成できたことはありませんが、それでも毎回少しずつは様々なスキルが上達したと思えるようになりました。それは単に回数を重ねたからではなく、今回はこんなことをしてみたい、こんな風になりたい、と目標を持って会議に臨んでいるからではないかと思えます。たとえそれが100%達成できなくても目標を持って会議に臨むか否かでその会議での行動は変わってくると思えます。私は皆さんにも目標を持ってこの会議に参加していただけると嬉しいです。

新学期、新時代の幕開けにふさわしい会議となるよう、フロント一同精一杯努めますのでよろしくお願い致します。

豊島岡女子学園高校二年 寺戸愛乃

皆さんこんにちは。

みなさんにとって模擬国連とは何ですか？

私は初めて会議に出たとき、準備不足に、周りの凄さに圧倒されて劣等感を抱いてしまい「もう二度と出ない！」と固く決意しました。

ですが不思議なもので何かの縁でこうやってずっと模擬国連を続けていて、影響されることと自分を持つことのバランスがとても大切だということに気づかされました。

皆さんにも理想の大使像があると思います。私も少しでもそこに近づけるように自分が何をすべきなのか、日々模索中であります。

経験者の方は自分の今までの会議行動を振り返って改善点を洗い出し、当日最高の自分で会議に臨んで下さい。初めての方はどうぞ筋肉痛になるくらい沢山動いて、いっぱい刺激的な体験をして下さい。

みなさんの頑張りをしっかりとサポートできるようにフロント全員で力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

豊島岡女子学園高等学校2年 松本千広

目次

第1章 会議解説

1-1 議場解説

1-2 論点解説

第2章 テロリズムとは

2-1 テロリズムの意味

2-2 テロリズムの変遷

2-3 テロリズムの定義

2-4 国内テロリズムと国際テロリズム

2-5 テロリズムの原因

第3章 テロリズムに対する取り組み

3-1 国際条約

3-2 国連の議論

第4章 論点補足解説

4-1 テロリストの国家への責任帰属問題

4-2 自衛権の行使問題

4-3 国家間でのテロ犯罪人の引き渡し問題

第1章 会議解説

議題	Measure to eliminate international terrorism (国際テロリズム廃絶措置)
議場	第73会期国際連合総会第6委員会
設定日時	2019年6月16日

第1節 議場解説

I. 総会について

総会は国連における6つの主要機関の一つである。全加盟国によって構成され、国連憲章の範囲にあるすべて問題を討議する場である。国連総会には、扱う問題の範囲が広いため効率よく効果的に審議するために6つの主要委員会が常設されている。これらの委員会において討議が行われ、そこで採択された決議をもとに本会議(Plenary)において討議、評決が行われている。基本的に各委員会の領域を超えた議論は行わない。また、議論によっては関連分野が広範囲で各委員会に付託できない場合もあり、その場合は各委員会に付託されることなく直接本会議で話し合われる。以下に記すが第1~6の6つの委員会である。

1. Disarmament and International Security Committee (軍縮と国際安全保障)
2. Economic and Financial Committee (経済と金融)
3. Social, Humanitarian and Decolonization Committee (社会、人道と文化)
4. Special Political and Decolonization Committee(特別政治問題と非植民地化)
5. Administrative and Budgetary Committee (行政と予算)
6. Legal Committee (法律)

II. 第6委員会について

先述したように、第6委員会は法律、すなわち国際法に関して議論する場である。具体的には国際法の法典化、国際犯罪に対する規制などの議論などが行われている。テロリズムに関する議論は一見すると安全保障上の問題に見えるが、古くからこの第6委員会での議論が最も長い歴史を持っている。というのも、国際化するテロリズムという犯罪を、国際的な規範を持って規制しようという考えに基づいているからであると思われる。

III. 決議の法的拘束力について

国際総会の決議には法的拘束力はない。そのため、各委員会で採択された決議が本会議で採択され、公式な決議となってもそれが各加盟国を拘束することもないのである。しかし、そもそも国際法の形成というのは諸国家間の合意である。したがって、より多くの国から合意を得た決議であれば、勧告としての効力しか持たない決議であったとしても強制力を持たせる根拠となりうる。つまり、総会決議でも多数の国の支持を得た、特にコンセンサスによって採択された決議は慣習法化する可能性を持つともいえるのである。

議題について

「国際テロリズム廃絶措置」という議題は、前年度の決議の中で「次会期も話し合うことを決定」される形で 1922 年から継続的に話し合われ続けている。また各々の決議では、前年度までの決定事項を繰り返し確認、想起しており、さらにそれをコンセンサスで採択することで決定事項を強化するとともに、本来拘束力を持たない総会決議の正当性を大いに高めている。今会議はコンセンサス採択を強制するものではないが、この事実は強く意識したうえで臨んでいただきたい。

第2節 論点解説

I. 論点設定

今回の議題は国際テロリズム廃絶措置であり、アウトオブアジェンダに書いていること以外は話し合っていて構わない。

今回の論点は主に 2 つある。

- 1 つ目はテロが起こった場合にどのように対処するか。
- 2 つ目はテロをどのように未然に防ぐか。

1 つ目の論点において、考えられる議論としては

- ☆テロリストの国家への責任帰属問題について
- ☆国家が関与している場合の自衛権の行使について
 - ・テロリズムに対する制裁をどのように行うか
- ☆国家間でのテロ犯罪人の引き渡しについて(国際刑事司法共助について)
 - ・多国間にわたる捜査をどのように円滑におこなうか

2 つ目の論点において考えられる議論としては

- ・情報の面における国際協力
- ・技術面における国際協力
- ・テロリストへの兵器、資金の流通の阻止

☆印については第 4 章で詳しく解説させていただく。

「考えられる議論」はあくまでフロントが提示したものであり全てを網羅しているわけではないため、これらは議論の余地を狭めるものではないということを念頭においていただきたい。

また現在の国際社会の議論において論点 1の方が重視されているため、論点 1に重点をおいて議論を行うことを推奨する。

II. アウトオブアジェンダ

今回は時間の都合上、議論が紛糾するであろう以下の二つの点については議論を避けていただきたい。

- 1 つ目は具体的なテロリズムの定義に関してである。ここでいう「具体的なテロリズムの定義」とは、テロリズムとは何か(定義そのもの)について言及することであり、テロリズムの定義の必要性に関して議論することは許可する。また、テロリストの身柄拘束時の人権確保やテロ対策における表現の自由の侵害など、人権に関する議論もアウトオブアジェンダとす

る。

2 つ目は、テロリズムの根本の原因についてである貧困問題、政治的抑圧、人種的差別、宗教問題への解決のアプローチに関して議論することである。議論の展開が見込めないと判断したため(最終的に教育などまで帰結してしまうため)避けていただきたい。

第2章 テロリズムとは

第1節 テロリズムの意味

テロリズムとは何かという定義は明確になっていないが(詳しくは3節)そのようなものの存在、性質自体は広く認知されている。テロリズムは語源(Terror:恐怖)の通り、政治的な目的の達成のために暴行、破壊活動などを利用すること、それを認める傾向や主張のことを一般的に表す。

これまで発生した代表的なテロリズムとしては、9.11 テロ事件、地下鉄サリン事件、パリ同時多発テロなどが挙げられる。

第2節 テロリズムの変遷

ここでは第二次世界大戦後のテロリズムの変遷について説明する。時代とともにテロリズムの類型も変化しているのを見て取れると思う。

I. 民族解放・植民地解放の手段としてのテロリズム

1950～1960年代は民族解放・植民地解放の時代と見ることができる。この時代、テロリズムは「形を変えた戦争の延長」とみなされたが、これは支配者と被支配者の戦力の格差のため、被支配者は通常の戦闘方法でなくテロを用いたということである。この時点ではテロリズムは革命運動であり、政府や政府要人に対して暴力を行使することとみる向きが強かった。

II. 過激化するテロリズム

1970年代は、「テロの10年」と呼ばれるほどテロリズムはより大型化、組織化していった。それらのテロ組織は、民族解放・分離独立を目的として活動を続けたが、単独組織で行われたものと、国際的な連携をもって行われたものに分類できる。

1970年代の事件では、ハイジャックが多用される傾向や、共産主義を標榜する中東の民族独立派と西側の新左翼力の連携といった特徴がみられた。それらの事件では無差別殺人に至るものは少なかったものの、一般市民を脅威にさらす彼らの手法は、国際的に理解を得ることは出来なかった。この時代の事例から見て取れることは、テロリズムの無差別性の高まりとテロリストに対する広範な支持は反比例するということであろう。

III. 国際支援テロリズムの拡大

1980年代は、国際テロリズムが70年代とは大きく異なる様相を呈した。ハイジャックや要人暗殺などの手法は継続したが、国家が直接、間接的に関与する無差別テロが頻発した。例えば、レバノンのテロ組織ヒズボラは、イラン、シリアの支援を受けて駐バイルート米大使館爆破事件や、TWA機ハイジャック事件などを起こした。また、リビア指導者のカダフィが主導したテロ事件も挙げられる。リビアは70年代からテロ組織への関与が疑われたが、その中でテロへの報復としてアメリカは、カダフィの私邸を空爆し、彼の家族が犠牲となった。その報復としてリビアは、ロッカビー事件や他にもUTA機爆破事件などを起こし、多くの人命が双方で失われた。

この時期は韓国も北朝鮮の国家テロの被害に繰り返しあったことで注目される。83年のビルマのラングーンで大統領一行を狙った爆破事件(ラングーン事件)や87年の大韓航空爆破事件などの繰り返しテロ行為を行ったとされるが、現在まで北朝鮮は一貫して関与を否定している。

これらの国家が支援をしたテロリズムの特徴としては明確な犯行文を出さないことがあげられる。これまでのテロとは違い、政治的欲求を表面化させることはなく、国家が関与していることを暗に示しながら、脅威を対象国に与えるという手法がとられた。これは戦争の一形態としてみなすこともできるほどの規模と展開を見せたのが80年代の国家支援テロリズムの特徴である。

IV. 冷戦締結後のテロリズムとニューテロリズム

1990年代は冷戦の締結によりこれまでの「新左翼」によるテロが減少した割に、宗教原理主義者、民族分離集団選挙によるテロが一層過激になった。その中でも特に、アルカイダなどのイスラム原理主義テロ組織の活動が急拡大した。その背景には、スーダンでイスラム原理主義思想家が政権を掌握し、スーダン、イラン、アフガニスタンを結ぶ原理主義ネットワークが形成されたこと、89年のソ連のアフガニスタン徴兵による残留兵士や転戦兵の発生、湾岸戦争やそれに伴うサウジアラビアへの米軍常駐に対する反発の3点があるとされる。

また、近年のテロリズムの特性は、「ニューテロリズム」と呼ばれることも多い。ニューテロリズムは過去のテロと比較して、次の4点に主たる特徴があるとされている。

第1に、無差別性である。過去のテロは要人暗殺やハイジャック、重要施設など、象徴性をもつ対象を攻撃することにより自らの主張を宣伝し、要求を貫徹しようとしていた。しかし、ニューテロリズムは先述の例にもあるように、無差別に一般市民に対して攻撃を加える手法をとり、被害が非常に大規模している。

第2に、目的の不明瞭性である。過去のテロ組織はテロ組織が独立国家建設や帝国主義の妥当など具体的目的を持っており、犯行後に要求条件を明示したが、ニューテロリズムでは首謀者が西側諸国に対する反感、南北問題、南南問題に代表される貧富の格差の拡大、新植民地主義への反感など、抽象的名文を打ち出してテロを行い、具体的要求条件も提示しない。

第3に、事件展開の迅速性である。過去のテロは狙撃用の銃器や爆発物を使用し、犯行に時間がかかる場合が多かったが、ニューテロリズムは9.11テロ事件のように旅客機乗っ取りからビルへの衝突まで40~50分で終了したように、事態の進行が速く、テロの対象となった国がそれに対処する時間は不足している。

第4に、組織形態の変化である。過去のテロ組織はカリスマ的指導者が支配する垂直構造であり、頂点の指導部を排除すればテロ組織を無力化できた。しかし、ニューテロリズムでは、その組織が様々な国・地域にわたって形成された理念結社体で、連絡手段はインターネットを活用しており、組織員も中産階級出身で高等教育を受けているため、指導部を排除してもテロ組織を無力化するのは難しい。

第3節 テロリズムの定義

ここでは、テロリズムの定義について解説する。

各国や各機関により解釈の仕方が異なり、国際的合意の取れた定義は未だ存在しない。しかし、テロリズムに対してどのような法的措置を取るかの議論を進めていく上で表面化する問題である。

I. 定義の多様性とその要因

国際社会における明確な定義は存在しないが、各国、各地域機構、各研究者では様々な定義がなされている。

9.11以降、テロリズムに関する研究が活性化したため、その定義の数を困難であると言われているほどである。

ここで特に問題となるのが、アメリカを中心とする欧米諸国とアラブ・イスラム諸国がテロリズムの定義について相反する見解を持っているということである。

一例を挙げると、欧米諸国はパレスチナ関係者がイスラエルに対して起こす殺傷や拉致、空中殺傷などをテロリズムとみなしている。一方アラブ・イスラム諸国はこの行為を「民族解放戦争」と反論し、逆にイスラエルによるパレスチナ弾圧や、欧米諸国による経済制裁を「国家テロリズム」と主張する。このように同様の行為であっても、見る視点によってはテロリストによる犯罪行為であると見なすことも、自由の戦士による正義と賞賛することもできる。

このような点以外にも、テロリズムの定義を難しくしている要因がいくつかある。

第1にテロ組織は自らの正体を偽装・隠蔽するため、テロという言葉の意味を隠蔽する傾向にある。例えばイスラム過激派の民兵は自らをジハード（聖戦）の遂行者を意味する「ムジャヒディン」と称することも多い。またいくつかのテロ組織は「民族解放戦線」、「民族抵抗運動」などと命名し、テロという否定的な語の使用を避けようとする場合もある。

第2に「テロリズム」「テロ」という語の不自然な使用である。一部では明らかにテロを行った個人や団体をゲリラ・過激派・原理主義者と表現する場合がある。一方で、偶発的に行われた凄惨な犯罪をテロリズムと表現する場合も多い。

第3に、一政府内での様々な機関の間でもテロという用語の定義を異にして使用している点である。例えば、アメリカでは中央情報局（CIA）、連邦捜査局（FBI）、国務省、司法省、国防総省がそれぞれ独自のテロリズムの定義を採用している。このように様々な要因により、定義付けが困難であることが分かるが、研究の積み重ねの中でテロリズムの定義について共通の要素が浮き彫りになりつつある。

その要素をまとめると「政治的・宗教的・理念的等の問題遂行のため、対象に関係するものの生命や身体の安全を脅かす暴力の行使であり、組織的かつ計画的に行われ、その結果社会全般に対して恐怖や不安心理を引き起こす犯罪行為」というものである。しかし、これ以上の部分では問題が噴出して定義づけされていない。

II. テロリズムをとらえる視点

ここまで、テロリズムの定義は多様で、定義づけはかなり困難であるということを見てきた。ここでは、各人が担当国における定義を考えるにあたって参考になるであろう、テロリズムをとらえる視点をいくつか紹介する。

◇主体

まず考えるべきはテロリズムの主体である。基本的にはテロリズムの行為主体は、国際的な組織的または小規模的な集団とされている。国際的な組織としてはアルカイダが代表的である。しかし、近年の技術進歩によってより少人数でも大きな被害が出せるようになり、個人的な単位もテロの主体になりうる。

注意すべきなのは、テロリズム行為に何らかの形で国家が関与する場合である。国家が直接指揮する場合は国家テロとされ、国家による強圧的な反政府勢力の排除などがあげられる。第2節

でもふれたが、アラブ諸国はパレスチナに対するイスラエルの行為がこの国家テロと主張している。

また、先述した1980年代のリビアのカダフィ政権が主導したロッカビー事件などの一連のテロ行為等が国家テロとされている。このような場合は、国家が主体であることがはっきりしており、対処はスムーズに国家の責任問題につながり、制裁などの対処方法を検討できる。問題は、直接的な関与がなくとも国家がテロリズムを支援する場合、国家がテロ行為の主体として認定され、その責任が問われるかどうかはその関与の度合いによって決まるとされ、非常に曖昧なものになっている。この問題に関しては第4章で詳しく述べる。

◇手段

手段からテロリズムをとらえることは簡単であるが、その形態は実に多様である。大量破壊兵器テロ、核テロ、生物兵器テロ、化学兵器テロ、自爆テロ、爆発テロ、ハイジャック、サイバーテロなど上げるときりが無い。何より9.11テロ事件で痛感したように、もはや何が手段になるかわからないのである。その上、近年の技術進歩により予想していなかった手段が次々と出てくる可能性がある以上、手段からテロリズムを定義しようとも、それがテロリズムを完全に定義することはないのである。

◇被害規模

従来、テロリズムは軍隊のような重装備の大規模組織ではなく軽装備の集団で行われることが多かったため、被害は武力紛争などと比べると小さいものとされてきた。しかし、9.11テロ事件などから被害規模の多様化は多くの研究者が認めており、この認識は妥当でないとされてきている。

◇背景・目的

テロリズムの背景・目的はあまりにも多様で複雑でかつ入り組んでいる。詳しくは第5節で述べるが、ここではいくつかの例を紹介する。

・政治的背景・目的

政策、政治家に対する不満、政権に対する不満、領土に対する不満など

・社会的背景・目的

人種差別、人権侵害、民族対立、民族自立、反欧米、環境保護など

・宗教的背景・目的

宗教対立、カルト集団による洗脳の指導など

Ⅲ. 民族解放運動とテロリズム

これまでたびたび触れてきたように、民族解放運動や民族解放戦争とテロリズムの関係はテロリズムの定義と大きく関連し、各国の利害関係が対立する重要な問題の一つである。

そもそも民族解放戦争の合法性に対しても、かつて植民地本国の側であった西側先進諸国と第三世界の非同盟国との間では大きな意見の食い違いがあった。第三世界側の見解としては、民族解放運動には2種類あり、その一つは一国内で既存の体制を転覆しようとする団体によるもの、もう一つは植民地本国よりの政権や他国(他民族)支配に抵抗する団体によるものであるが、一般的に後者の行為は正当なものでありテロの範疇に入れることは出来ないと主張している。一方、西側諸国は、民族解放戦争は国際連合憲章で容認されている武力行使、すなわち自衛権には当た

らず、憲章第 11 章で植民地制度が「人民がまだ完全に自治を行うに至っていない地域の施政を行う権利を有し、また引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、かつ、この地域の州民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務ならびにそのために次のことを行う義務を神聖な信託として受託する。」と認められているため、植民地戦争はその出発点から合法性が認められていないと主張しており現在でも論争が続いている。

しかしながら、1960 年の植民地独立付与宣言や、1970 年の国連総会決議「国連憲章による諸国家間の友好関係及び協力に関する国際法原則の宣言」、1972 年の国連総会決議 3034、1973 年の国連総会決議「植民地支配及び異邦人支配と人種差別に対抗して闘う戦闘員の法的地位に関する基本原則」などにより、国際法上、民族解放戦争の合法性が認められつつあるとも言える。

このようにみるならば、テロと民族解放戦争を厳格に区別できる法的基準が求められることになる。しかしこの議論になった際には先述したような対立が激化し議論が硬直するのである。

第 4 節 国内テロリズムと国際テロリズム

ここで、国内テロリズムと国際テロリズムの違いについて確認しておきたい。

そもそもこの 2 つの違いは明確にすることができない。何をもって国内的または国際的というのか定かではないからである。

総会第 6 委員会は包括的テロ防止条約の草案作成のため、アドホック委員会を設けているが、そこで扱われた 2002 年草案では、条約の適用範囲について次のように述べられている。

「(同条約)は一国内において上記のような犯罪行為が行われ、加害者、被害者ともに当該国民であり、加害者が当該国内で発見された場合(国内テロリズム)に適用されない。」

この条文からわかることは、罪を犯したものと、その被害にあったものの国籍が犯罪発生国に属する場合、これを国内テロという、ということである。その場合は条約適用外になり、それ以外の場合は国際テロとなり、条約が適用されるということである。ただし、ここでは事件そのものみに区別の焦点を絞っており、犯罪に至るまでの背景や越境的関わりについては考慮しないものとしている。

したがって、以下のような場合にたとえ上記の条件を満たしていても、国内テロと判別できるのかは曖昧である。

- ・テロリストが他国から何らかの支援を受けている場合。
- ・テロリズムの背景・原因に他国が関わっている場合。
- ・主体が国際テロ組織である場合。

事例を挙げればきりがないのでこの程度にとどめておくが、国内か国際かだけでも判断は難しい。また、近年「保護する責任」などの懸念が出てきていることからわかるように、国内テロだからと言って国際社会が対応しなくてよいと決めつけることはできない傾向にある。

第 5 節 テロリズムの原因

これまでもテロリズムの原因については度々触れてきたが、ここではそのテロリズムの原因について整理し、詳しく解説する。

第6委員会ではじめてテロに関する議論が行われた際には、議題は「テロリズムの防止措置とその根源的な原因の追究」であった。そのあと「テロリズムの防止措置とその根源の検討」、現在の「国際テロリズム廃絶措置」へと変化した。詳しくは第3章で述べるが、テロリズムの議論が始まった当初はテロリズムの根幹原因を追究する旨の主張が東側諸国、非同盟国諸国を中心になされた。ただし、この時期に扱っていたものは国家テロを前提とする原因であって、個人や組織を考慮にいれた主張ではなかった。

したがって、国際総会では第6委員会を含めテロの原因が何であるかを明記した決議はない。しかし、研究者によって分析は行われている。

テロリズムの原因について、研究者による文献では下記のような原因が頻繁にあげられる。

- ・ 貧困問題
- ・ 政治的抑圧
- ・ 人種的な不平等
- ・ 宗教

しかし、上記の問題からは関係性の低い国・地域でもテロ組織は存在する。(例として日本のオウム真理教など) そのためより広い範囲で、様々な面からテロの発生要因を考察する必要がある。

1. テロ行為の目的が領土に関する場合

ある組織が宗教的・民族的に特別な意味を持つ土地を既存の国家からの分離・独立・併合を目指すもの。

例) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)、アイルランド共和国軍(IRA)、バスク祖国と自由(ETA)など。

ただ、このような形態ものは先述のように民族自決のための行為とも見ることができる。そのためこのようなものをテロリズムとみなせるのかは議論の焦点となっている。

2. テロ行為の目的が懸念や精神に関する場合

これは以下の3つに大きく分類できる。

① 政治的なもの

反政府勢力が実現困難な政治目標、例えば統治機構の転覆などを掲げテロを行う。また、政府側が反政府勢力を抑制し、支配を強化するためにテロを行う場合もある。

例) 左翼の国家革新勢力(日本赤軍、ドイツ赤軍、コロンビア赤軍(FARC)など)、右翼の革命勢力など

② 宗教的なもの

原理主義者やカルト集団がそれぞれの組織の精神を目標達成のためにテロを行う。

例) オウム真理教、イスラム過激派など

③ 社会的なもの

中絶反対、動物愛護、環境保護などの社会問題について自らの主張を押し通そうとしてテロを行う。

例) 地球解放戦線(ELF)、動物解放戦線(ALF)など

第3章 テロリズムに対する取り組み

ここでは、テロリズムに対する国際社会の取り組みについて見ていきたい。その中でも、これまでに採択された国際条約、国連の総会における議論、安保理での議論について取り上げる。

第1節 国際条約

これまで述べてきた通り、テロリズムに対して国際社会は未だ効果的な行動を取れないでいる。この状況下でテロリズムに対処するため、国際社会は主に個別的テロ防止条約、地域条約によって対処してきた。個別的テロ防止条約は、テロリズムという厄介な言葉に触れることなく、通常犯罪のうちテロリズムに利用されることが多い犯罪類型を取り上げ、動機や目的を問わず防止・処罰の規定を定めるというものである。このような条約はアジアやヨーロッパ、アラブ諸国間などでそれぞれの地域に発効されている。

ここでは13の個別的テロ防止条約を挙げる。(13の条約に関して時系列順に名前と共通点のみ挙げるため、各自で内容は必要ならば確認してほしい。)これらの条約は、テロに利用されることが多く、緊急な対処を必要とする分野の内容を犯罪として規定することで、各国法の整備、情報交換、司法協力を推進させ、テロリストの逮捕、訴追、処罰を確実にしようとするアプローチに基づいて作られている。

I. 個別的テロ防止条約

1. 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約
2. 航空機の不法な奪取の防止に関する条約
3. 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約
4. 国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約
5. 人質をとる行為に関する条約
6. 核物質の保護に関する条約
7. 民間空港での不法な暴力行為の防止に関するモンテリオール議定書
8. 海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約
9. 大陸棚に設置された固定プラットフォームの安全に対する不法な行為に関する議定書
10. 可塑性爆死探知のために識別措置に関する条約
11. テロリストによる爆弾製造の防止に関する条約
12. テロリズム資金供与の防止に関する条約
13. 核によるテロリズムの行為の防止に関する条約

II. 個別的テロ防止条約の共通点

テロ防止関連条約の基本的な仕組みは、個別のテロ行為を加盟国の国内法で処罰できるように定め、その上で「引き渡しか訴追かの原則」に従って、犯人または容疑者を自国の権利にかけるか関係国に引き渡す体制を国際的に構築することによって、テロリストを法の網から逃れさせないようにすることである。すなわちこれらの条約の目的は、テロリストが条約のいずれの締約国で、法の裁きを受けることを確保することである。それらの原則を以下にまとめた。

①テロの犯罪化

各条約は締結国に対し、対象となるテロ行為を犯罪として定義し、国際法上の犯罪として処罰する義務を課している。つまり「何が犯罪に当たるのか」を規定し、その行為に関して「どんな処罰を科すか」を定めることで、国によって大きく異なるテロリストの処罰の統一化、共通の水準の確定を測ることが目的であるのだ。

②裁判管轄権の設定

裁判管轄権とは簡単に言うと、犯人を裁判にかけること(訴追)できる権利のことである。これについては国際法でも諸論あり、議論を呼んでる問題である。管轄権が問題となる例をいくつか挙げてみる。A国で殺人事件が起こり、その容疑者はB国の国籍を保持して現在C国に逃げ込んでいる。C国の警察により、身柄は取り押さえられたが、果たしてどの国が容疑者を訴追することが適切であろうか。テロに関しても問題となる。この点個別条約では、犯罪に対する措置するために管轄権を幅広く認めている。まず、犯行国や容疑者の国籍といった特定の利害関係国(上記の例で言うA国、B国)は管轄権の設定を義務付けている。さらに、こうした利害関係がなくても、容疑者が自国領域内で発見された場合は、国内で訴追するか、そうではない場合利害関係国に引き渡すことが義務付けられている。こうすることで、当該犯罪者はその身柄が拘束されれば、既述のいずれかの国で訴追を受けることとなる。

③引渡ししか訴追かの原則

管轄権の設定で説明した通り、テロ犯罪の容疑者が滞在する国は、そのテロリストの身柄を拘束し、自国内でテロリストを訴追するか、あるいは他の締約国からの引き渡しに応じる義務がある。この原則を「引渡ししか訴追かの原則」と呼ぶ。

Ⅲ.条約によるテロリズム対処の問題点

①有効な締約国の確保

②義務不履行を確保する規定の不存在

③犯罪人の引き渡しに関する問題

※③に関しては第4章で詳しく説明するため、目を通していただきたい。

第2節 国連における議論

I. 総会

ここでは、総会(主に第6委員会)での議論について説明する。

①テロに関する議論の起源(第27会期総会)

総会においてテロに関する議論が開始されたのは1972年(第27会期総会)のことである。この年には、前述のミュンヘンオリンピック事件が起きた。これを契機に、国連でテロリズムに関する継続的な議論が行われることになった。計6人の犠牲者が生じた悲惨な事件に対し議論の必要性が確認され、当時の事務総長ワルトハイムの提案に基づき「国際テロリズムの防止措置及びその根原的原因の追究」が議題として決定され、第6委員会で審議された。この総会における議論は、当時の冷戦構造を大いに反映した対立が起こった。その対立は以下に示す通りである。

措置重視派

アメリカ、西欧、日本、ラテンアメリカ諸国

- ・いかなる場合でもテロリズムは防止しなければならない。
- ・そのための具体的措置が必要である。

VS

原因追及派

- ・民族自決、民族解放運動とテロリズムは区別すべき。
- ・テロ防止よりも根底原因こそ究明すべきである。

この対立軸はなかなか解消することはなかった。またこの対立の特徴としては原因追求派が措置重視派を上回っていたことである。

②議論停滞期

その後、76年の第31会期から83年の第44会期までの議題は「国際テロリズムの防止措置及びその根源の検討」である。

この時期も第27会期と同じように多数派の原因追及派の主張を中心に構成された。この時期の議論はテロリズムが国際的に共通の問題とは認識されなかったという指摘がある。

③議論の進展

85年の第40回総会で採択された決議は上記のようにテロを無条件に非難する内容等を含んでいた。同決議の主文、第1パラグラフでは、「テロリズムのすべての行為、実施は、どこで誰に遂行されようとも、諸国家間の友好関係と安全を危うくする行為を含めて、犯罪として絶対的に非難する」と明記されている。しかし、この上記に対して、リビアやシリアなどの一部の国は、依然としてテロの原因を明らかにすべきであると抵抗した。さらに、これらの諸国は、国連主催の国際会議においてテロリズムの定義付けを行うことを提案した。

87年の総会決議ではテロの定義について、「事務総長に各国の意見聴収を要請する」と明記されていたが、テロリズムの定義にこだわる国は少なく、テロを定義することを主眼とする国際会議はいまだに開かれていない。したがって、以前にも何度も述べたように未だにテロリズムについての国際的合意のとれた定義は存在していない。

80年代、国際社会は、テロリズムは一体何なのかという議論から、次第にテロリズムの規制に関する議論へと転換していった。

④冷戦終結から現在まで

冷戦終結後の91年の総会決議では、今会議の議論と同じである、「国際テロリズム廃絶措置」という議題が採択された。この議論は今日まで継続して議論されている。この議題変更は、テロリズムの原因の議論から具体的テロ対策の議論へと議論の力点が完全に移ったことを象徴している。

この新しい議題の下、各国政府にテロリズムの原因の除去を要請し、テロリズムのすべての行為、方法、実施は犯罪であり、正当化できないと明記された。この決議はコンセンサスで採択された。そして、94年には、総会決議の付属文書として「国際テロリズム廃絶措置に関する宣言」がコンセンサスで採択され、この廃絶方針はその後の決議の骨組みとなり、翌年以降毎年の決議で再確認された。この宣言の概要は次の通り。

【国際テロリズム廃絶措置に関する宣言】

- ・テロ行為は場所がどこであれ、誰によるものであれ、犯罪・不正なものとして強く非難する。

- ・テロ行為は、国連の目的及び原則の重大な違反、国際の平和と安全に対する脅威ともなりうるため、人権・基本的自由・社会の民主的基盤の破壊をもたらす。
- ・一般民衆や特定の人々を対象とするテロ行為は政治的、哲学的、イデオロギー的、人種的、民族的、宗教的動機の如何を問わず正当化しえない。
- ・憲章やその他の国際法に従い、テロ行為を組織、教唆、参加、支援してはならない。
- ・各国は、国際テロリズム撲滅のため実際の諸措置、テロ実行者の逮捕・起訴・引き渡し、情報交換、各種テロ防止条約を実施し、難民制度の悪用に注意を払う。
- ・以下のための国際協力を強化する。

96年の総会決議では、上記の宣言の内容を再確認すると同時に、すべての国に対し、情報収集、テロ活動・テロ支援の抑制を要請し、すべての加盟国に開放されたアドホック委員会を設置した。そして、97年11月に起きたエジプトの観光客襲撃事件を契機に、インドが98年に包括的テロ防止条約の作成を提案し、2000年には27条からなる草案が提出された。

草案の中で、テロ行為は「手段の如何を問わず、身体に重要な危害、経済的に深刻な損害を意図する行為」と規定されている。

2000年の総会決議では、すべての国に対しテロ防止諸条約に可能な限り早期に加入することを呼びかけ、包括的テロ防止条約の作成を指示し、アドホック委員会及び総会会期中は第6委員会に置いて包括的テロ防止条約草案の審議が開始された。しかし、この草案の成立のめどは立っておらず、特に「テロの定義」「テロ解放戦争の関連性」「軍の武力行使」の3つが特に交渉に必要な項目であるとされている。

2001年の9.11テロ事件の翌日、総会は同事件を非難し、テロ行為を阻止と根絶を図り、実行犯とその支援者の責任を糾弾するための国際協力を呼びかける決議をコンセンサスにより採択した。

2006年の総会決議では「国連グローバル反テロリズム戦略」がコンセンサスで採択された。

⑤国際グローバル反テロリズム戦略

ここでは、2006年の総会決議においてコンセンサスで採択された「国連グローバル反テロリズム戦略」についてその内容を見ていく。

この戦略の序論において加盟国はまず次の3点を求められた。

- ・遅滞なくテロリズムに関する現存の国際条約及び議定書の締結国になること
- ・包括的な条約を締結するためにあらゆる努力を行うこと
- ・国際テロリズム廃絶措置に関するすべての総会決議と、テロリズム対処時の人権および基本的自由の保護に関する総会決議を実施すること
- ・国際テロリズムに関するすべての安全保障理事会決議を実施し、それを支援する下部組織に協力すること。

そして行動計画は次の4本の柱からなっている。

1. テロリズムの拡散をもたらす状況に対する措置
2. テロリズムの予防とテロとの戦いのための措置
3. 加盟国の能力向上のための措置と国連システムの役割強化
4. テロとの戦いにおける人権および法の支配の尊重するための措置

この戦略は2年ごとに総会の場で進捗状況を検証することとなっており、これまでに2008年、

2010年、2012年、2014年、2016年、2018年の6回にわたって再検討会議が開催された。

しかし、この戦略にはいくつかの問題点も散見される。例えば、この戦略が採択された時期は多数の安保理決議による報告書の提出義務や措置の実施義務がすでに加盟国に課されており、新たな戦略は大きな負担であると認識された。

また、戦略の包括性という面で本当にテロの発生と関係あるのかいまだ疑わしい事項が措置に含まれている。例を挙げると、民族的・宗教的寛容の文化を促進するために、UNESCOに文明間対話の中心的役割を担うよう促す、貧困の撲滅や経済成長、持続的開発へのコミットの再確認などである。それでもこの戦略が国連の行うべき世界のテロ対策のモデル構築に役立っているのは間違いないだろう。

II. 安全保障理事会

次に、安全保障理事会におけるテロリズムに関する議論について説明する。安保理で採択された決議は加盟国に対して法的拘束力を持つことに留意してほしい。

安保理のテロに関する決議は、90年ごろから採択されている。88年の「ロッカビー事件」、89年の「UTA航空772便爆破事件」を受け、92年に米英仏共同決議案が全会一致で採択され、安保理決議731が成立した。その概要は以下の通りである。

【安保理決議731】

パンナム機103便及びUTA爆破事件の容疑者所在国とされたリビアに対し、米英仏各国による容疑者引き渡しの請求に応じることを要求。また、テロ行為が国際の平和と安全に対する脅威を構成すると述べつつ、テロリズムを排除するための要求に応じるよう促している。

そして、9.11テロ事件の翌日、安保理決議1368を採択し、この決議では、テロ防止関連条約及び関連する安保理決議の完全実施を求める内容が明記された。その概要は以下の通りである。

【安保理決議1368】

- ・今回のテロ攻撃が「国際の平和と安全に対する脅威」と認定し、すべての国に対しテロ実行者、支援者を法によって裁くために緊急に協働することを呼びかける。
- ・国際社会が国際テロ対策及び第1269号をはじめとする安保理決議の完全実施によりテロ行為を防止、抑圧するもための一層の努力をすることを求める。
- ・前文で、憲章には「個別または集団的自衛権の固有の権利」が認められていることに言及。

同年9月28日にはテロ資金規制などに関する具体的措置を求める安保理決議1373を採択した。さらに同決議は、当該決議の履行を監視する目的で、安保理の全理事国から構成される委員会を設置した。そしてすべての国に対し、決議を採択日から90日以内に一度、またそれ以降も決議履行のために自らが講じた措置を委員会に報告するように要請を行った。

また、テロへの対応を憲章第7章のもとで全加盟国の行動を拘束する強制措置として行うことを宣言し、しかも単に9.11事件という個別事件への対応にとどまらず、テロとの戦いにおける国連の実効的行動指針を定めた。その決議の概要は以下の通りである。

【安保理決議1373】

憲章第7章の下ですべての国家が以下の措置を取るべきと決定する。

- ・テロ集団に対する資金提供の禁止及び凍結措置
- ・テロリストへのあらゆる形態の支援、避難場所提供の禁止

- ・実効的な国境警備の措置によりテロリストの国境移動の阻止
- ・テロリスト・ネットワークの行動の脅威に関する行動情報の交換を強化
- ・テロ防止のための国際法と国内法に従った情報交換と行政の司法協力の実施
- ・テロ行為の実効を阻止するための二か国間及び多国間との協力の実施
- ・難民の地位の悪用及び政治的動機の主張による容疑者引き渡し要請の拒否の阻止
- ・国内法でテロリズムに対する支援行為を犯罪化し、違反者の法廷での裁きの要請
- ・国際テロと、越境犯罪、不正薬物、マネーロンダリング、武器取引、核、化学、生物その他潜在的致死性物質との密接なかかわりを憂慮し、国際の安全への深刻な挑戦と脅威のグローバルな対応を強化するため、国内、地域、国際の各レベルでの調整の強化
- ・テロ防止関連条約及び議定書の早期締結といった包括的テロ対策の実施を義務付けるとともに、国連テロ対策委員会(CTC)の設置を決定。

そして 08 年 3 月の安保理では前回一致で、「テロリズムにより引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に関する決議」が採択された。

また、14 年 9 月には ISIL をはじめとする武装組織に各国から多数の外国人テロ戦闘員が加勢し、国際秩序に対する重大な脅威となっていることを踏まえ、安保理決議第 2178 号が採択され、14 年 12 月にはテロへの資金供給源となっている可能性の高い国際組織やマネーロンダリング等への対応を含め幅広く、関連する既存の国際機関が協力してテロ防止に取り組むこと等を求める安保理決議案 2195 号が全会一致で採択された。

15 年 2 月には、ロシアのイニシアティブの下、すべての加盟国に対して、ISIL による石油や文化財の密売等による資金の獲得を防止すること等を内容とする安保理決議案 2199 号が、15 年 12 月には米国、日本、ロシア等約 50 国の共同提案に基づき、すべての加盟国に対して、ISIL のテロ資金(石油・文化財・身代金等)対策に主眼をおいた安保理決議案 2253 号が全会一致で採択された。

こうした安保理決議について、テロ事件の発生に伴い、テロ行為が少なくとも国連憲章第 7 章の対処行動の対象になりうる、“国際平和と安全に対する脅威”として認定されるという流れは定着してきたとされる。

第4章 論点補足

ここでは、1章の2節の論点解説の補足をしていく。

国家の帰属問題、自衛権の行使問題、引き渡し問題は特に難しい問題だと思われるので、BGを読むだけでなく各自入念に下調べをしてほしい。

第1節 テロリストの国家への責任帰属問題

基本的に強制的な制裁措置は、国際法の重大な違反を犯し、国際の平和と安全を脅かすとされた国家もしくは政権に対して行われるものである。よってテロリズムの問題でそのような制裁措置が行われるにはまず、当該国家または政権がテロ行為に対して何らかの責任を負っているという前提が必要になる。ここではテロリズムの国家への責任の帰属はどのような場合に起こりうるかを説明していく。

I. 私的集団の行為は直接国家に帰属するのか

まず私的集団を含めた私人の行為が直接的に国家に帰属するのか否かである。この判断については特に国際司法裁判所及び国連国際法委員会がほぼ同様の基準を示しており、以下に説明する。

両機関は、まず原則として、私人のテロ行為はその私人のテロ行為としてのみ扱われ、直接的に国家にその責任が帰属することはないとした上で、いくつかの例外を認めた。例外は大きく分けて以下の2つである。

① 国家が当該私人行為を指揮、命令、指導した場合

この場合、当該私人は国家の支配下にいることになり、国家の責任ある一因とみなされるため、国家もまた当該行為の主体とみなされる。これは正規軍を使った軍事的行為もしくは侵略行為に近いものとしてみなされていることもあり、国家テロであると言える。指揮、命令、指導をしたことが発覚すれば国家の責任問題は回避できない。

しかし、指揮、命令、指導つまりは当該行為の実質的コントロールが国家にあったかどうかは関与の程度に左右され、その判断は非常に難しい。実際、1986年のニカラグア事件の判決では、ニカラグアの反政府勢力コントラは、アメリカが勢力の組織化、訓練、装備の供与、作戦の立案、作戦上の支援を行っていたにも関わらず、アメリカの実質的コントロールがあったというには不十分であると国際司法裁判所が判決したこともある。

② 国家が事後的に当該行為を公式に承認もしくは支持した場合

これは当該行為を黙認してはならない義務の無視ばかりか、そのさらに上をいく違反行為とみなされ、また当該行為を国家のものとして認めたとはほぼ同義にとられるため責任が帰属する。

II. 領域管理という義務からの兼任

当該テロ行為が直接的に国家に責任が帰属しなくても、国家に責任がないとは言い切れない。国家にはそれぞれ排他的な域内管轄権が認められ、相互に尊重されていると同時に、領域内の秩

序を適切に管理することが国家の義務とされているからである。

テロ行為を国家が組織、援助、助長、教唆することは多くの条約や宣言、議定書、さらには武力不行使原則や不干渉原則にも規定された義務を明確に果たしていないと判断できる。またこうした自発的な関与がなくとも、領域内においてテロ行為又はそれを行おうとする個人、組織を黙認する、または相当な注意を払うことを怠って監視、制御をしないことにも国家の責任を発生させうる。

しかし、この「相当な注意」の度合いも曖昧なものであり、事件ごとに責任追及問題として議論が絶えない。

第2節 自衛権の行使問題

I. 自衛権とテロリズム

テロリズムに対する武力行使の根拠として最も頻繁に主張されるのが自衛権である。

そもそも自衛権とは、外国により自国の権利や利益が違法に侵害された時、国家が自らを防衛するために必要な措置をとる権利である。すなわち、外国による侵害に対して、自国を防衛する緊急でやむを得ない必要があり、かつ侵害の程度として程度と均衡を失しない限り、防衛のための措置は本来国際法上違法なものであってもその違法性が阻却されるものとされた。

国連憲章第 51 条では、「武力攻撃が発生した場合」に、「個別的または集団的自衛の固有の権利」を認めている。最も、それは「安保理が国際の平和と安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限られ「自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安保理に報告」すべきものだとされている。

II. テロリズムに対する武力攻撃の問題点

テロリズムに対する武力攻撃にはいくつかの問題点がある。ここでは 9.11 テロ事件に対するアフガニスタンへの自衛権行使を事例に問題点を概観していく。

このアフガニスタン攻撃で指摘されている法的論点は次のようなものである。

1. 9.11 テロ事件は「武力攻撃」に該当するのか。

2. アルカイダという私的団体のテロ行為が、アフガニスタンという国家としての行為と同視できるか。

3. アメリカによるアフガニスタンへの攻撃は「急迫性の要件」、「必要性・均衡性の要件」を満たしているのか。

III. テロリズムに対する武力行使の考え方

テロリズムに対する武力行使については、安保理を中心に議論されているが、独自判断による武力攻撃の正当する国家と、それに反対する国家に終始し、武力行使を行なった国家に対する制裁などの具体的措置が定められたことがない。この終わりのない議論をどのように解決するか、以下では正当化する 2 の考え方を紹介する。

1 つ目は、国家や国家機関の声明や決議案よりも、具体的な実行を重視して慣習法形成の根拠を捉える考え方である。今日において結果的に国連による制裁措置が行われることは期待し難

く、それならば何もせず、何もできない国連ではなく、行動の取れる国家の行動を慣習法の形成の要素とするのである。この考え方によれば、たとえ相手国の同意のない武力介入でも正当化できる。

2 つ目は、多数国における意思表示は、法的信念を表明しうるとし、1 国の行動の是非は多数によって否定をされれば、法的にも否定されたのとほぼ同義になる考え方である。法的正当性の担保を多数派のみで以ってするのは、多少乱暴であるが、1 国の暴走を抑制することは可能である。

もちろんこの他にも様々な考え方があり、それぞれどれも完全に国際的に合意、信頼されているものではない。各自調べてみていただきたい。

第3節 国家間でのテロ犯罪人の引き渡し問題

I. 犯罪人引渡し法とは

犯罪引き渡しとは、国外で犯罪の容疑者とされ、あるいは有罪判決を受けたもの(逃亡犯罪人)が自国内に存在する場合、当該外国の引き渡し請求に応じてそのものを逮捕することを言う。引き渡すかどうかは国家の自由であり、引き渡し請求を受けても請求国に滞在を認めることができる。しかし、犯罪が国際化し、逃亡犯罪人の国外逃亡が容易になるにつれ、逃亡犯罪人に引き渡しは、国際協力として望ましいとされつつある。二か国間条約で引き渡し義務は特に負う場合以外でも、犯罪人引き渡しに関する国内法により、あるいは国礼讓として引き渡しは実際に行われている。

II. テロリズムと犯罪人引渡し法

国際法上、犯罪人引渡しは国家間の合意により生じる義務である。合意がない場合は、引き渡しを要請する国の主張に対し、要請された国は自らの判断で引き渡すか否か決まる。

ここで、先ほど挙げた人質行為防止条約を例にとって考えてみる。特定の行為(人質行為)をテロ行為と規定し、条約引き渡しか訴追かの義務を負っている。ここでは、当条約の締結国である限り、自国で訴追を行わない場合は引き渡し要請に応じる義務がある。しかし、この義務にも以下のような例外がある。

- ① 条約中の引き渡し義務を免責する規定の存在
- ② 犯罪人引渡法上確立してきた一般的な拒否事由の存在

ここで特に問題になるのは、要請された国が②を理由として引き渡しを拒否する場合である。その具体例として最も重要なものが「自国民の不引き渡し」、「政治犯の不引き渡し」である。

犯罪人として引き渡される、通常請求国または第3国の国籍を有する者に限り、自国民は引き渡さない原則が多数の国によって採択されている。これを「自国民不引渡しの原則」という。

また、政治犯罪については引き渡し認められず、これを「政治犯不引渡しの原則」といい、テロ犯罪とのかかわりでは、既存の個別的アプローチを採用する多国間条約の多くが、「政治犯罪」を理由とする引き渡しの免除は否定していない。つまり、テロ犯罪は政治犯罪ではない、と規定してない。

テロ行為はその動機の性質上、比較的政治犯として主張はしやすい。だが、それが多用される傾

向と事件の重大性とのバランスに鑑みて、テロ行為を引き渡し拒否の対象としての政治犯罪から除外する必要性は認められてきた。しかし、いかなる要件を備えれば「政治犯」となるのかの判断基準が不明確であるという国際法の現状がある。

Ⅲ. 訴追義務の問題点

「引き渡ししか訴追かの義務」の原則を有する条約の締結国である場合は、相当な理由を提示して引き渡しを拒否した時、自国の訴追の手續きに付すことを要求される。しかし、テロ関連条約は単にテロ犯罪容疑者の所在国が、国内の訴追機関にもたらず義務を引き渡し請求国に対して課すに過ぎない。あくまで、被請求国の当局は訴追の請求を検討すべき義務を負っているに留まるのであり、いかに重大な犯罪であっても訴追されないという可能性が残っている。

この義務は、テロ容疑者を裁判所で裁くことまでを義務としているわけではない。そのため、訴追が裁量的に行われている諸国では、検察官が結局、刑事訴追手續きに移行しないことを決定するかもしれない。

このため、特に最近になって採択された条約では、国家の裁量を限定する措置を盛り込む傾向がある。いずれにせよ、「引き渡ししか訴追かの義務」の原則を履行するには、テロ容疑者が逃亡している領域国が厳格に逮捕や操作を実行しなくてはならない。このように、各国内でのテロ容疑者を処罰する際にテロ容疑者が不処罰になる空隙が生まれる可能性がある。

～テロリズムに対する国際刑事司法共助～

国際刑事司法共助とは、国家間で文書送達、証人尋問の実施、証人の移送、証拠物の収集などを行う協力である。通常、テロ容疑者を裁くためには、容疑者の確保、逮捕、起訴、国内裁判での責任言及という流れである。しかし、犯罪人が国外に逃亡した場合、他国との協力が不可欠である。その協力の形態として、外国刑事判決の執行、受刑者の移送、刑事訴追の移管などがある。

I. 外国刑事判決の執行

外国刑事判決の執行とは、他国の刑事判決を自国で執行することである。ここでいう判決とは、裁判や行政的決定によって科せられた刑事制裁のことである。その代表的なものは自由刑と財産刑であるが、保安処分や保護処分も含まれる。

II. 受刑者移送

受刑者移送とは、自由刑または自由剥奪系処分の確定判決を受けたものを裁判国からそのものの国籍国または居住地国へ移送し、そこで執行国の法令に従って裁判を執行する制度である。

第2次大戦後に、国際的な人の流れ、物の流れが活発化する中で外国人犯罪者が増加した。それに伴い、特に欧米の先進諸国における外国人被拘束者が増加した。

Ⅲ. 刑事訴追の移管

刑事訴追の移管とは、犯罪地国から犯罪人の居住地国に請求して居住地国で犯人を訴追してもらう制度である。また、上記の外国刑事判決の執行では、請求国の確定判決を被請求国が執行するだけであるのに対して、刑事訴追の移管では、被請求国が訴追と判決の執行を行う。したがって、この制度では被請求国は刑事司法手續きの重要部分をすべて行うことになる。そして国際刑

事司法共助も、外国判決の執行からこの刑事訴追の移管に重点が移行しつつある。

欧州諸国ではこのような国際協力が盛んで欧州理事会構成国間では、そのため条約が存在している。米州諸国でも、OAS を中心とした司法共助協定を締結し、加盟国間の管轄権の調整・操作協力の態勢が整えられてきた。国連も越境犯罪のための様々なモデル協定を採択、加盟国間の協定の締結促進を進めている。

おわりに

BG 読破、お疲れ様でした。この BG に載っていることはあくまでも会議に臨む際の前提でありませぬ。準備できる日数は少ないとは思いますが、全力で各自リサーチを進めてください！今回は PPP がエッセイ方式となっておりますが自国の基本情報から条約の批准状況やその背景、時刻や地域におけるテロリズムの定義、責任帰属問題に対する認識なども調べておきましょう。

準備の中で、もし疑問点等ありましたら ppp の余白を通して質問、相談してください。当日フロントに来ていただいても、メールで問い合わせしていただいても大丈夫です。

豊島岡女子学園フロント一同

参考文献

書籍

安倍川元伸『国際テロリズム101問』(2011)立花書房

初川満編『テロリズムの法的規制』(2009)信山社

坂本真由美『テロリズム対処システムの再構成』(2004)国際書院

奥脇直也、小寺彰『国際条約集 2013年版』(2013)有斐閣

ウェブサイト

外務省 日本国際テロ対策協力

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/index.html>

国際テロリズム 国連広報センター

http://www.unic.or.jp/activities/international_law/terrorism/

General Assembly of United Nations – legal -sixth committee

<http://www.un.org/en/ga/sixth/>

謝辞

今回の会議を開催するにあたり、2017年に浅野・豊島岡会議で使用された BG を改訂の上使用させていただきます。ご快諾いただいた本校卒業生の久保田先輩、杉山先輩にお礼申し上げます。また、作成にあたり、早稲田研究会の皆さんにご提供いただいた『日本模擬国連早稲田研究会 2014 強化会議』の BG を参考にさせていただきました。

そしてお忙しい中この会議の初級者議場のフロントを引き受けてくださった渋谷教育学園渋谷高等学校とかえつ有明の OG の先輩方、本当にありがとうございます。

皆様のご協力に、心より感謝申し上げます。